

東広島都市計画地区計画の変更(東広島市決定)

都市計画寺家地区産業団地地区計画を次のように変更する。

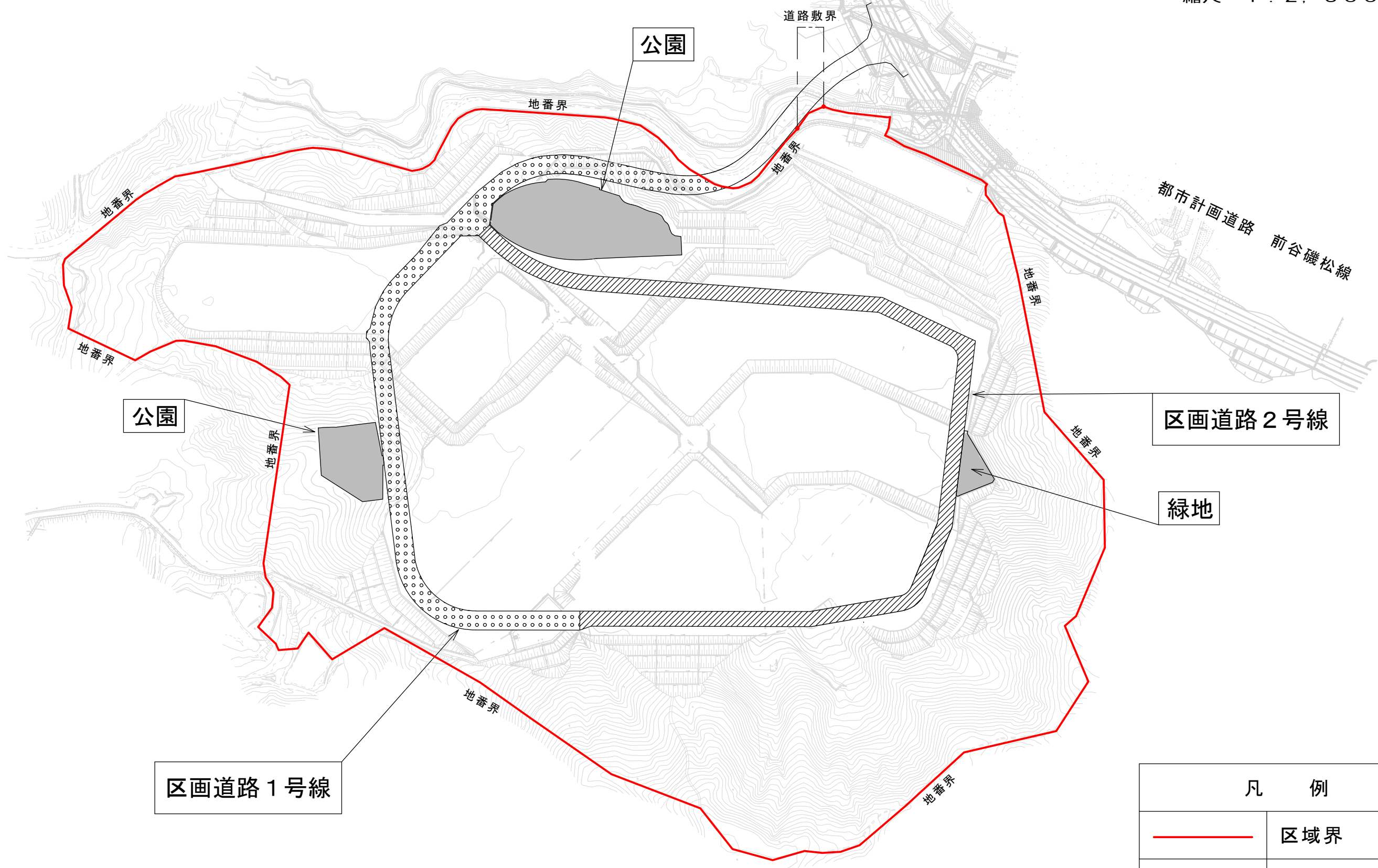
名 称		寺家地区産業団地地区計画	
位 置		東広島市寺家産業団地	
面 積		約 2 0 . 2 h a	
地 区 計 画 の 目 標		本地区は、都市計画道路前谷磯松線に隣接し、一般国道 2 号や山陽自動車道及び J R 山陽本線に近接しており、交通アクセスに優れている。近隣には既存の公的産業団地が立地し産業の集積が可能であり、また、本市に集積する大学や試験研究機関等との連携が容易な場所に位置している。そこで、建築物に関する制限等を行うとともに周囲の景観に配慮しつつ、良好な自然環境と一体となった産業団地としての市街地の形成を図る。	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する基本方針	周辺の市街地における住環境及び営農環境などに配慮するとともに、良好な市街地の形成に必要な施設を整備することで、自然環境との調和がとれた職住近接型の産業団地を形成する。	
	地区施設の整備の方針	良好な市街地を形成するため、既存の道路を有効に活用するとともに、一体的な開発行為により適切に道路・公園及び緑地を配置する。	
	建築物等の整備の方針	建築物等について以下の制限を定める。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の建蔽率の最高限度 4 建築物の敷地面積の最低限度 5 壁面の位置の制限 6 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 7 垣又は柵の構造の制限	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路 1 号線 幅員 1 2 . 0 m 延長 約 5 5 0 m
			区画道路 2 号線 幅員 9 . 5 m 延長 約 6 9 0 m
		公園、緑地、広場その他の公共施設	公園 2 箇所 約 0 . 6 h a 緑地 1 箇所 約 0 . 0 5 h a

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 工場（統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類E製造業に係るものに限る。ただし、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第二（る）項第１号（一）から（十）、（十三）から（二十三）で定めるものを除く。） 2 物流施設（前号の建築物と密接な関連があるものに限る。） 3 研究施設（第１号の建築物に係るものに限る。） 4 当該地区に立地する事業施設の従事者のための共同住宅又は寄宿舎 5 公衆電話所、公園内に設けられる公衆便所又は休憩所、路線バスの停留所の上家、建築基準法施行令第１３０条の４第５号に定める建築物、その他これらに類する公益上必要な建築物 6 前各号の建築物に付属するもの
		建築物の容積率の 最高限度	20／10
		建築物の建蔽率の 最高限度	6／10
		建築物の敷地面積の 最低限度	500㎡ ただし、公益上必要な建築物は除く。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、区画道路境界線及び敷地境界線までの距離は3m以上とする。ただし、守衛室及び自転車置場その他これらに類するものを除く。
		建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限	建築物、看板、工作物等は美観を確保し、周囲と調和するものとする。
		垣又は柵の構造の制限	区画道路沿いに垣又は柵を設ける場合は、生垣又は開放性のあるフェンスとする。ただし、高さ1.2m以下のもの、門又は門柱は、この限りではない。
	備 考		

「区域、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

寺家地区産業団地地区計画 計画図

縮尺 1 : 2 , 5 0 0



凡 例	
	区域界
	区画道路1号線
	区画道路2号線
	公園・緑地